

工 事 設 計 書

所属部課名	松戸市 水道部 工務課						
管理者	課長	補佐	主幹	主査	班	設計者	設計審査
事業名称	常盤平地区6号井改修工事						
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内						
事業年度	令和 7 年度						
工事価格	一金 円						
工事費計	一金 円						

設
計
概
要

常盤平地区6号井改修工事

- ・井戸内洗浄・浚渫・カメラ調査
- ・揚水試験
- ・水中ポンプ更新

一式

一式

一式

大 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工事	直接工事費							
		常盤平地区6号井改修費		式	1.00			第1号 内訳書
		直接工事費計						
	共通仮設費	仮設費		式	1.00			第1表 単価表
		運搬費		式	1.00			第2表 単価表
		安全費		式	1.00			第3表 単価表
		共通仮設費計						
	純工事費							
		現場管理費		式	1.00			
	工事原価							
		一般管理費等		式	1.00			
	工事価格							
		消費税及び地方消費税						
工事費計								

内 訳 書

第 1 号 (1/2)	常盤平地区6号井改修費						
	1式 当たり						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機器費			式	1.00			第4表 単価表
材料費			式	1.00			第5表 単価表
事前揚水試験			式	1.00			第6表 単価表
揚水機撤去費			式	1.00			第7表 単価表
水中カメラ調査費	(事前)		式	1.00			第8表 単価表
機械洗浄 (スワビング)			式	1.00			第9表 単価表
機械洗浄 (ブラッシング)			式	1.00			第10表 単価表
エアリフト浚渫			式	1.00			第11表 単価表
揚水・注水洗浄			式	1.00			第12表 単価表
水中カメラ調査費	(洗浄後)		式	1.00			第8表 単価表
揚水機設置費			式	1.00			第13表 単価表
揚水試験		原水39項目検査含む	式	1.00			第14表 単価表
計							

単 価 表

第 1 表	仮設費						
	1 式 当 たり						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
計 (準備費)							
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
機械工			人				
計 (機械組立・解体費)							
仮設消耗品			式	1.00			
計							

単 価 表

第 5 表	材料費						
	1 式 当 た り						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中ケーブル		平形3心	m	180.00			
揚水管		100A×2.75m ナイロンコーティング	本	30.00			
仕切弁		100mm 鋳鉄製	個	1.00			
逆止弁		100mm 鋳鉄製	個	1.00			
低水位ケーブル		停止用 MA電極付 100m	本	1.00			
水位測定管		VP25 ソケット共	本	22.00			
計							

単 価 表

第 6 表	事前揚水試験						
	1式 当たり						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A			人				
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
消耗材料費			式	1.00			
計							

単 価 表

第 7 表	揚水機撤去費							1式 当たり
	ポンプ位置82.5m100A(揚水管)							
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
さく井主任			人					
さく井技士			人					
さく井工			人					
電工			人					
消耗品費			式	1.00				
計								

単 価 表

第 9 表	機械洗浄費 (スワビング)						1 式 当 たり
	深度160m						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
スワビング消耗品費			式	1.00			
計							

単 価 表

第 10 表	機械洗浄費 (ブラッシング)						1式 当たり
	深度160m スクリーン長52m						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
ブラッシング消耗品費			式	1.00			
計							

単 価 表

第 11 表	エアリフト浚渫費						1式 当たり
	深度160m 16m埋設						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
エアリフト浚渫消耗品			式	1.00			
浚渫物処分費		収集運搬含む	m3				
計							

単 価 表

第 12 表	揚水・注水洗浄費						1式 当たり
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師B			人				
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
注水洗浄消耗品費			式	1.00			
計							

単 価 表

第 13 表	揚水機設置費						1式 当たり
	ポンプ位置82.5m100A(揚水管)						
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
さく井主任			人				
さく井技士			人				
さく井工			人				
電工			人				
消耗品費			式	1.00			
計							

単 価 表

第 14 表	揚水試験							
	名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	技師A			人				
	技師B			人				
	さく井主任			人				
	さく井技士			人				
	さく井工			人				
	消耗材料費			式	1.00			
	水質検査費		原水39項目	式	1.00			
	計							

単 価 表

第 15 表	報告書作成費						1式 当たり
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師			人				
技師A			人				
技師B			人				
写真費			式	1.00			
印刷製本費			部	2.00			
計							

単 価 表

第 16 表	機械器具損料						1 式 当 たり
名 称	細 別	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
改修槽		供用	日				
ウインチ		供用	日				
ウインチ		運転	日				
井戸用工具類		供用	日				
分電盤		供用	日				
水中テレビカメラ		供用	日				
水中テレビカメラ		運転	日				
揚水管・三角堰		供用	日				
排水タンク (5m ³)		供用	日				
コンプレッサー		供用	日				
コンプレッサー		運転	日				
エアリフト揚水管		供用	日				
計							

常盤平地区 6 号井改修工事

仕 様 書

松 戸 市 水 道 部

仕 様 書

(適 用)

- 第 1 条 この仕様書は、標記工事（以下、「本工事」という。）に関し請負者が遵守する請負契約約款及び最新版の千葉県県土整備部技術管理課監修「土木工事共通仕様書・施工管理基準」（以下「共通仕様書」という。）のほかに、特に守らなければならない事項を定めたものである。
- 2 この工事の施工にあたっての一般的事項は、特記仕様書によるものとする。

(工事カルテ作成・登録)

- 第 2 条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員に提示し、承認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、請負者は、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。なお、「工事カルテ」の登録申請は、次によるものとする。
- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後 10 日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き 10 日以内に変更データを提出するものとする。尚変更時と完成時の間が 10 日間に間に合わない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (4) 登録データに訂正があった場合は、適宜摘出するものとする。

(建設副産物)

- 第 3 条 「建設リサイクル推進計画 2020」（国土交通省）に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」、並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を入力システムにより作成し、出力した様式を各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 1 年間保存しておくこと。
- 2 建設副産物の処分に先立ち、「建設副産物処分承認申請書」を作成し、提出すること。

- 3 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- 4 建設副産物の処理終了後、速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- 5 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合には、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。
- 6 運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 7 搬出先において、許可番号を示した看板と現場から搬出したことが明らかとなるように廃棄物を積んだダンプトラックを写した写真を工事写真として監督職員へ提出すること。
- 8 石綿セメントの撤去作業については、「石綿障害予防規則」に従うこと。

（建設リサイクル法）

第4条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置については次の各項によるものとする。

- 2 本工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事に該当する場合、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事として取り扱う。尚、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 - ① 再資源化等が完了した年月日
 - ② 再資源化等をした施設の名称及び所在地

③ 再資源化等に要した費用

尚、書面に添付する資料は〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を使用するものとする。

- 4 請け負おうとする建設業者からの事前説明は、次の各項によるものとする。
- 1) 法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
 - 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
 - 3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

（公衆災害）

第 5 条 本工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行わなければならない。

（公害対策）

第 6 条 工事着手 7 日前までに松戸市公害防止条例第 37 条に基づき特定建設作業の実施の届出を市長に届けなければならない。

- 2 本工事で使用する建設機械は、仕様書の第 10 条によるものを使用すること。
- 3 車輪に付着した土砂は必ず場内で落とし、既成市街地の走行で剥離させてはならない。

（施工管理）

第 7 条 本工事の施工管理は、共通仕様書及び本仕様書の基準及び規格値によるものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等が当該施工管理基準により難しい場合は、工事着手前の施工打合せ時に指示する。

- 2 工事写真管理は、共通仕様書及び本部仕様書に記載される写真管理基準による。
- 3 工事記録の信頼性を高めるためにも工事写真に撮影年月日を明記すること。

（工事中の安全確保）

第 8 条 工事中の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」（昭和 40 年 10 月 14 日付け建関道管第 756 号 最終改定平成 18 年 4 月 1 日付け国関整道管第 65 号）に基づき適切な交通管理を行うものとする。工事看板は、最終改定されたものを使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 工事施工中、又 1 日の作業を終了する際は、現場内の整理整頓を実施し、原則として現場内に重機・材料等を置かないこと。やむを得ず現場内にそれらを置く場合は、通行の支障にならない地点を選定し、バリケード・保安灯等の安全施設を設置し、監督員に報告すること。
- 3 夜間開放時に段差が生じる箇所については、安全に通行できる様な勾配ですりつけるとともに、予告板や保安灯を設置して安全管理に努める。
- 4 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会いのうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 5 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 6 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置について、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

(工事現場管理)

第 9 条 請負者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし枠装着者、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

(建設機械の使用)

第 10 条 本工事において建設機械を使用する際は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号最終改正平成 12 年 12 月 25 日付け経機発第 118 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

(安全・衛生対策関係)

- 第 11 条 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた交通整理員、安全器具等の具体的な配置計画を作成し、監督職員に提出の上、承認後、施工にあたること。
- 2 工事での切削又は消去した路面表示は、その日の作業終了までに必ず復旧すること。復旧方法等については施工に先立ち監督職員と協議するものとする。
 - 3 工事看板は、デザインが更新されていることから、「路上工事の新看板」(国土交通省HP参照)を参照し、新看板を設置すること。

(安全・訓練等の実施)

- 第 12 条 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - 2) 本工事内容等の周知徹底
 - 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - 4) 本工事における災害対策訓練
 - 5) 本工事現場で予測される事故対策
 - 6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施状況をビデオ等は又は工事報告(工事日報)に記録し報告するものとする。

(環境対策)

- 第 13 条 請負者は、千葉県が請負を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成をするため施工計画書《環境対策》内に独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。
- 2 本工事で使用する建設機械は、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、関係部署に届出をするとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - 3 舗装版掘削作業においては、騒音防止を施した機械を用いるものとする。尚、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

(道路境界・基準点等)

第 14 条 工事着工前に、道路境界測量図及び基準点網図等をもとに道路境界及び基準点等の位置を確認し把握しておくこと。

- 2 本工事によりやむを得ず撤去しなければならない杭及び鉋等は、あらかじめ監督職員に報告し、指示を受けること。復元についても同様とする。特に路上に設置されている「国土交通省都市再生街区基本調査」鉋については、設置箇所が不特定であるので注意すること。

(施工一般)

第 15 条 路線の施工順序については、周辺住民及び店舗等の状況を把握し、了解を得た後、監督職員に報告し決定するものとする。

- 2 構造物の据付等のため掘削する場合は、その日のうちに据付・埋め戻しを行い、夜間は開放するように努めること。
- 3 前項の措置を講じられない場合は、覆工板の敷設等路面覆工を行い、必ず監督職員に連絡を行い指示に従うこと。
- 4 仮配管布設工事等に伴いブロック塀等に近接した場所を掘削する場合は、塀の転倒防止対策を講じること。尚、特に危険が予想される場合は、監督職員に連絡し指示を受けること。
- 5 路盤掘削時についても第 1 項と同様に 1 日の工程の中で路盤を施工し、夜間解放に努めること。
- 6 水道管事故防止のため、埋設シートを本管及び給水管の路床部に埋設すること。
- 7 工事の施工に当り、本条件以外の条件が発生した場合、または本条件による施工が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 8 協議は、原則として書面で行うものとする。

(工程管理)

第 16 条 工事施工中の工程管理について、月初めに日報及び工程進捗状況を工程表に記載し提出すること。

- 2 他の工事に競合して工事を実施する際、当初作成した工程とのずれが生じた場合、その都度監督職員と打合せを行い工期内完成に努めること。
- 3 作業時間は、道路上は原則として午前 9 時から午後 5 時までとするが、現場ごとに監督職員、所轄警察署とよく調整を図ること。

(品質管理)

第 17 条 道路埋め戻しの際には十分転圧を行うとともに、40 メートルご

とに貫入試験を実施し、その結果を工事写真並びに記録として提出すること。尚、規格値等については「埋戻しの施工管理基準」（松戸市下水道）に従うこととする。

- 2 給水管布設工事を実施する際には、全戸において水質試験、水圧試験を実施し、その結果を工事写真並びに記録として提出すること。
- 3 路盤においては現場密度試験を、アスファルト合材については抽出試験を共通仕様書に基づき実施し、その結果を工事写真並びに記録として提出すること。

（事業損失防止対策）

第 18 条 沿線のブロック塀コンクリートたたき等の状況を調査し、破損している状況が確認された場合は、その所有者及び住居者と市の担当者立会のうえ、写真撮影・寸法等を記録しておくこと。また、工事施工に支障をきたすことが予想される箇所については、事前に監督職員に報告すること。

- 2 工事完了後、事前に調査したブロック塀等の破損が拡大していないか、また新たに生じていないか調査のうえ監督職員に報告し、必要により補修等の措置を実施すること。

（住民への周知）

第 19 条 沿線住民に対しては、工事の時期、時間、施工方法、迂回路等工事内容を十分に説明し、理解と協力を得た上で施工を開始すること。特に本工事沿線の住民はこれまでの経緯等により工事に神経質となっているため、配慮を十分に行うこと。

- 2 配水管連絡工事や切り廻し工事等で断水するときは、監督職員と協議のうえ対象となる家屋に住む水道利用者に対し十分な広報を行うこと。
- 3 路盤の掘削等により通行止めを実施する際は、沿線住民に予め周知するとともに、ゴミの集積場所がある場合は、集配車が通行できる場所に移設するなどの措置を講じること。
- 4 工事施工中、沿線住民から要望や質問等があった場合は、必ず現場代理人が対応し、必要がある場合は監督職員に報告すること。

（競合工事の調整）

第 20 条 工事箇所が他工事と競合する場合は、事前に十分工程調整を実施し、工事が円滑に進捗するよう努めること。

（週休 2 日制適用工事（現場閉所による週休 2 日工事））

第 21 条 本工事は、週休 2 日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事として取り組むこと。なお、予定価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては「松戸市水道事業建設工事週休 2 日制適用工事試行実施要領（令和 5 年 4 月施行）に基づき行うこと。
- 4 受注者は、現場着手前に対象期間について監督職員と協議し、現場閉所予定日がわかる工程表等を監督職員に提出すること。
- 5 受注者は毎月の工事履行報告書と併せて、チェックリスト（別紙 2）を提出すること。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

- 第 22 条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
 - 3 工事の実施にあたっては、「松戸市水道事業熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

常盤平地区 6 号井改修工事

特記仕様書

令和 7 年度

松戸市水道部

目次

第1章 総則	2
第2節 工事内容	5
第3章 雑則（その他）	9

第1章 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、松戸市水道部の発注する次の工事に適用する。

- (1) 工事名称 常盤平地区6号井改修工事
- (2) 工事場所 松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内

2 仕様書の優先順位

仕様書の優先順位は、次のとおりとする。なお、本特記仕様書・仕様書並びに他の設計図書に記載のない事項については、発注者と協議して定める。

- (1) 本特記仕様書・仕様書
- (2) 水道工事標準仕様書（千葉県企業局 2024年度版）
- (3) その他公的仕様書

3 添付図

添付図は参考図であり、実施にあたっては施工承諾図により決定する。

4 軽微な変更

現場の納まりや取り合い等により機材の取り付け位置または取り付け工法の多少の変更、及び設計図書に記載が無く、構造上、機能上、関係法令上、当然必要とするもの等で設計変更を必要としない軽微な変更については、発注者と協議のうえ、受注者の責任において実施するものとする。

5 重要事項

本工事の工程及び内容において重要と考えられる事項については、発注者と早期に協議すること。特に井戸改修の清掃工程については、その施工について十分に協議を行うものとする。

6 手続き及び費用

官公署その他への手続き及び費用は、本工事範囲とする。

- (1) 公道にて作業を行う場合は通行者の安全に十分注意し、また道路使用許可等が必要となる場合については、受注者にて所轄警察署と必要な手続きを行い、適切に交通誘導員を配置すること。また、住民周知のため工事用看板を掲示すること。
- (2) 本工事にて電線や電話線、線路等が近接する場合、当該業者と十分に協議し必要な手続きを行うこと。
- (3) 本工事は公園内で行うため公園緑地課への占用申請に必要な書類一式を作成し提出すること。

7 提出書類

発注者への提出書類は、契約書及び本特記仕様書・仕様書によるが、水道工事標準仕様書に記載のあるものも原則として提出を行うものとする。

- (1) 現場入場 2 週間前までに施工計画書を提出すること。施工計画書は次の事項を参考に記載すること。

工事概要、計画工程表、現場組織表、指定機械、主要機械、主要資材、施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）、施工管理計画（品質管理、工程管理、出来形管理）、安全管理（安全研修訓練を含む。）、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、その他

- (2) 施工体制台帳は松戸市建設工事適正化指導要綱（要綱中「市長」は「水道事業管理者」に読み替えるものとする。）に従って、工事現場に掲出するとともに、写しを発注者に提出すること。
- (3) 協議及び打合せは、協議書や打合せ簿等書面により行うこと。
- (4) 事業終了後は速やかに報告書を提出すること。

8 養生等

工事施工にあたっては、第三者や建築物、電線、電話線及び線路等に対して十分留意し、必要な手続きを行い、事故のないように努めること。万一被害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

9 安全対策

安全対策は最優先とし、通常の安全指導の他、常に現場の状況に即した対策を講じるものとする。特に、高所作業や重量物の移動等には十分に安全を確認したうえで作業を行うこと。

安全パトロールや作業員全員参加による安全教育を実施し、無事故に努めること。なお、安全・訓練等の実施状況を発注者に報告するものとする。

10 衛生管理

工事箇所の衛生管理には十分注意すること。また、油脂や薬剤等飲料水に不適なものは取扱に注意すること。井内及びその上部では油脂類を使用しないこと、また内部に付着させないこと。周囲で使用する場合は内部に流入しないよう十分注意すること。

工事に伴う人の密集がおこる場合、感染症への対策を行うこと。

11 環境対策

工事施工にあたっては、環境に配慮し、施設近隣に迷惑をかけないようにすること。

12 創意工夫等

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに打合せ簿等所定の様式により提出することができる。

第2章 工事内容

1 概要

本工事は、現在稼働中の井戸を改修するもので、その工事内容は次のとおりとする。

- (1) 水中テレビカメラ調査（事前・改修後）
- (2) 井戸洗浄（ブラッシング・スワビング・バックウォッシング）
及び埋砂しゅんせつ
- (3) 揚水試験（事前・改修後）
- (4) 水中ポンプ・井戸配管更新
- (5) 編集・解析

2 機器等特記仕様

(1) 水中ポンプ

- ・口 形 100mm
- ・吐出量 $0.8\text{m}^3/\text{min}$
- ・揚 程 80m
- ・出 力 18.5kW 50Hz 200V
- ・数 量 1台

※上記は参考値であり詳細は機器承諾図をもって仕様を確定するものとする。

(2) 既設ポンプ仕様（参考）

- ・型 式 100BHS6M 荏原製作所製
- ・口 形 100mm
- ・吐出量 $0.8\text{m}^3/\text{min}$
- ・揚 程 80m
- ・出 力 18.5kW 50Hz 200V
- ・ポンプ位置 82.5m

(3) 配管材等

- 揚水管 100A×2.75m ナイロンコーティング鋼管 30本
- 逆止弁 100A 1個
- 仕切弁 100A 1個
- 水位測定管 25A VP（ソケット共） 22本
- 水中ケーブル 180m 平形3心
- 低水位電極（停止用）MA電極付 100m 1式

3 水中テレビカメラ調査（事前・改修後）

（1）事前調査

事前水中カメラ調査を次のとおり行う。

ア ケーシング内面を直視、側視でケーシング接続部、ポンプ据付付近、スクリーンの損傷及び閉塞状況等を観察する。

イ 水中カメラによる動画映像を記憶媒体に記録し提出する。ファイル形式はWindows11標準のソフトウェアで視聴が可能であり、別途プログラムをインストール不要のものとする。また、動画の切り出し画像を写真帳にまとめること。

本調査により、以後の本工事手順の方針を発注者と十分に協議の上決定することとする。

本調査の方法は事前に発注者と協議し、定めるものとする。

（2）事後調査

事後水中カメラ調査は事前水中カメラ調査と原則として同様に行うが、井内清掃及び埋砂しゅんせつの効果がわかるように観察を行うものとする。

4 井戸清掃及び埋砂しゅんせつ

（1）井戸仕様

	常盤平地区 6号井	
ア 深度	160m	
イ 井戸口径	φ200（二重ケーシング）	
ウ 低水位電極 （停止用）	82.0m	
エ ストレーナ位置	当初	二重ケーシング
第1スクリーン	51.5～61.5m	49.5～77.5m
第2スクリーン	70.0～75.5m	98.0～114.0m
第3スクリーン	101.0～112.0m	147.0～155.0m
第4スクリーン	147.5～154.5m	—

（2）井戸清掃及び埋砂しゅんせつの手順

ア 井内しゅんせつは、埋没した井内の砂を除去するものとする。しゅんせつによって発生した砂等を産業廃棄物処分する場合は原則として以下の業者に搬出する。可能な場合はリサイクル処理を積極的に検討すること。

事業所名 (有) 平澤興業

営業所所在地 埼玉県越谷市大間野町5-240-1

営業所連絡先 048-987-0830

搬出施設所在地 千葉県市川市塩浜2-27

搬出施設連絡先 047-318-7676

搬出处分完了後、マニフェスト伝票のA、B 2、D、E票の写しを提出すること。

砂が外部から多量に侵入し、除去不可能の場合は速やかに発注者に協議を行うこととする。

イ 清掃については事前に決定した方針に基づき揚水・注水洗浄等を十分に行い、動水位低下を改善させるよう努めるものとする。

当作業は本工事において最も重要な工程であるため、発注者と十分に協議の上、特に入念に作業を行うこととする。

5 揚水試験（事前・改修後）

（1）一般事項

ア 試験調整は、関連工事と十分な協議を行い、試験計画書を作成して発注者の承諾を得てから実施するものとする。

イ 取水ポンプ停止後、再度運転を行う場合は、井戸の保全のため原則として15分以上経過してから行うこと。（日本水道協会 井戸等の管理マニュアルより）

（2）事前揚水試験を次のとおり行う。

ア 改修前段階揚水試験

段階的に揚水量を増量して行き、現状の井戸湧出能力を求めるものとする。1段階の時間、段階数は発注者と協議して決定する。

（3）事後揚水試験を次のとおり行う。

ア 排泥揚水、予備揚水

排泥揚水、予備揚水を行い、以後の揚水試験の予備資料とする。

イ 段階揚水試験

段階的に揚水量を増量して行き、限界及び適正揚水量を求めるものとする。1段階は原則として60分以上、段階数は原則として5段階以上で行い、変更する場合は発注者と協議することとする。

ウ 定量連続揚水試験

段階揚水試験で得られた適正水量で行い、水利定数を求める。測定時間は原則として6時間以上とする。

エ 水位回復試験

水位の回復状況を測定し、水位の復元性を測定時間は原則として60分以上とするが、変更する場合は発注者と協議することとする。

（4）単体試験

本工事に関連する単体試験を行う。

（5）井戸水質試験

水質試験は原水について水道法原水39項目、1検体について行う。揚水によって得られた水が原水として適正か、水道法に基づく項目について水質試験を行う。

(6) 復旧作業

復旧時、水中ポンプ及び揚水管等、低水位電極、水位計ガイド管を設置し、適正揚水量となるよう仕切弁を調節し、井戸機能を復旧（遠方動作確認を含む）する。適正揚水量とポンプ能力に大きな乖離がある場合は、発注者と協議を行い、対応を決定するものとする。

6 編集・解析

- (1) 本工事の結果より編集・解析を行い、今後の適正な井戸運用を検討する。
- (2) 報告書作成は、A4判（金文字黒表紙）を2部、PDF形式等の電子データを記憶媒体に記録したものを同封することとする。報告書は、以下の内容を盛りこむ。

ア 井戸用水中ポンプ更新記録（図面、仕様等）

イ 揚水管等更新記録

ウ 調査、しゅんせつ、清掃結果（改修前揚水試験結果、改修前水中カメラ等調査記録、砂埋没の状況・スクリーン状況等、清掃結果等）

エ 試運転調整結果（改修後水中カメラ記録、改修後揚水試験結果、単体試験結果、組合せ試験結果、水質試験結果等）

オ 結果の評価（劣化の度合い、原因等）

カ 今後の運用・機能維持のための提案（揚水方法、今後の改修工事の提案等）

キ 写真帳（作業内容、水中カメラ映像等）

ク その他必要事項

7 工事写真

(1) 種類

作業内容、水中カメラ映像、漏水確認、揚水機器締め付けトルク、他

(2) 工事写真黒板記載事項例

- ・ 工事名称 常盤平地区6号井改修工事
- ・ 工事場所 松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
- ・ 状況
- ・ 撮影年月日
- ・ 請負者
- ・ その他必要な事項

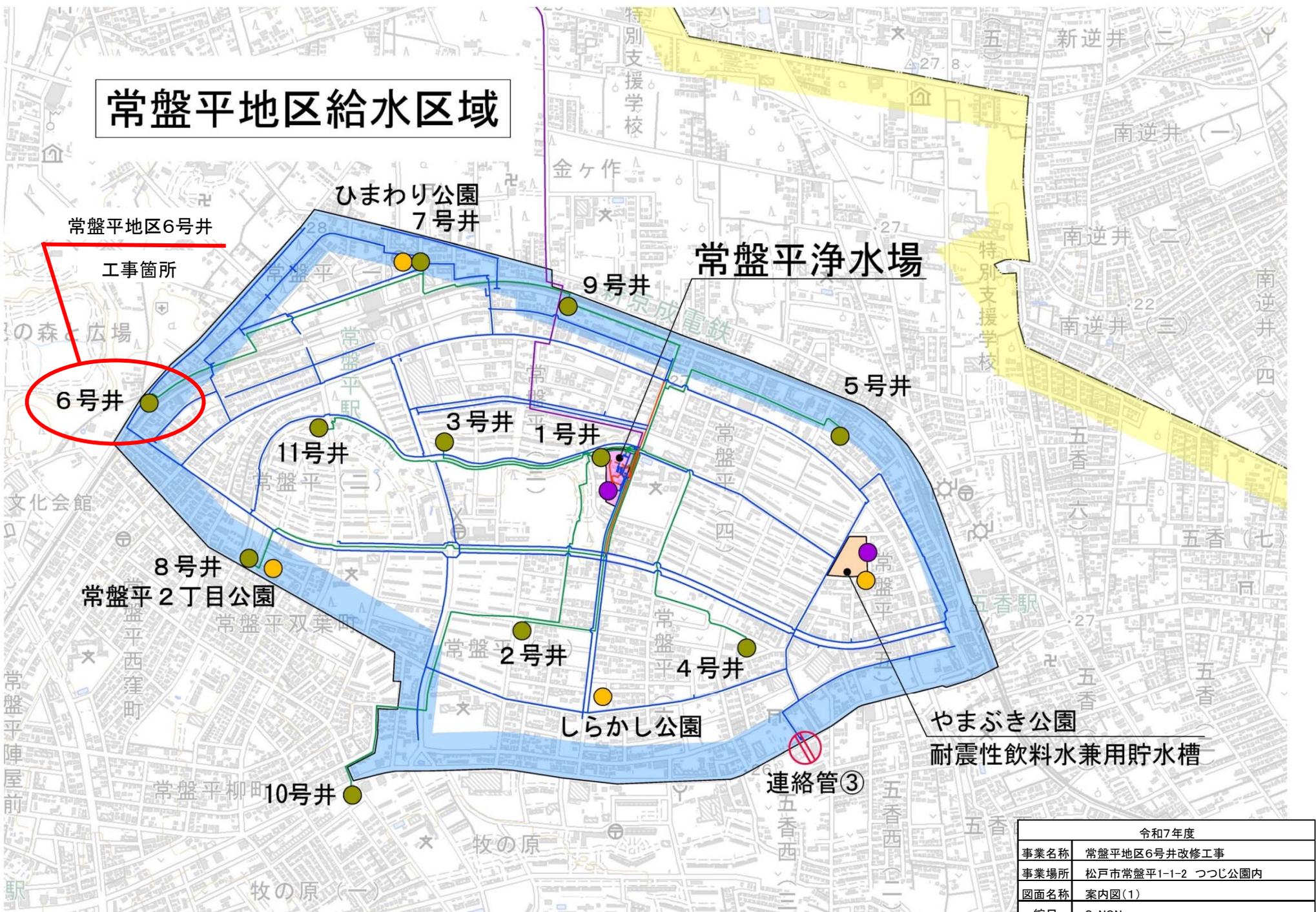
8 健康診断

作業従事者は、「水道法第21条」、「水道法施行規則第16条」に準じた検査（検便）を事前に実施し、その写しを提出すること。

第3章 雑則（その他）

- 1 本工事の請負業者は、発注者の指示のもとに細部にわたり、良心的かつ高度の技術を持って作業にあたり、運転に際し支障を生じないようにすること。
- 2 受注者は、本工事着工にあたり関連業者と十分な事前協議を行い、工事進捗に支障のないようにすること。
- 3 本工事の基礎、床盤内外その他モルタル工事等は確実にを行い、かつ工事の痕跡を残さないようきれいに仕上げること。なお、各機器据付部のはつり作業は完全に行い、据付場所にはつりくずが残らないようにすること。また、工事の施工後は工事に要した敷地を十分に清掃すること。
- 4 本仕様書に記載した各機器の容量等は参考値であるので、設計製作の際は十分検討して適正なものとする。
- 5 各機器及び材料については、J I S等の規格に基づき適正な検査を実施し、規格に適合したものを使用すること。
- 6 浄水施設が稼働中であることに十分注意し、水道水の安定供給に支障が無いように工事を行うこと。
- 7 地下施設の場合、侵入水等の排水対策をとること。
- 8 場内の井戸水は作業に使用可能とする。また、使用電力は井戸制御盤（3相200V）から調達可能とする。ただし、容量範囲内とすること。
- 9 仕様書に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。設計図書と関係法令等との間で食い違いがある場合、又は食い違いが生じた場合には遅滞なく発注者に報告し、完成品が違法とならないよう努めること。

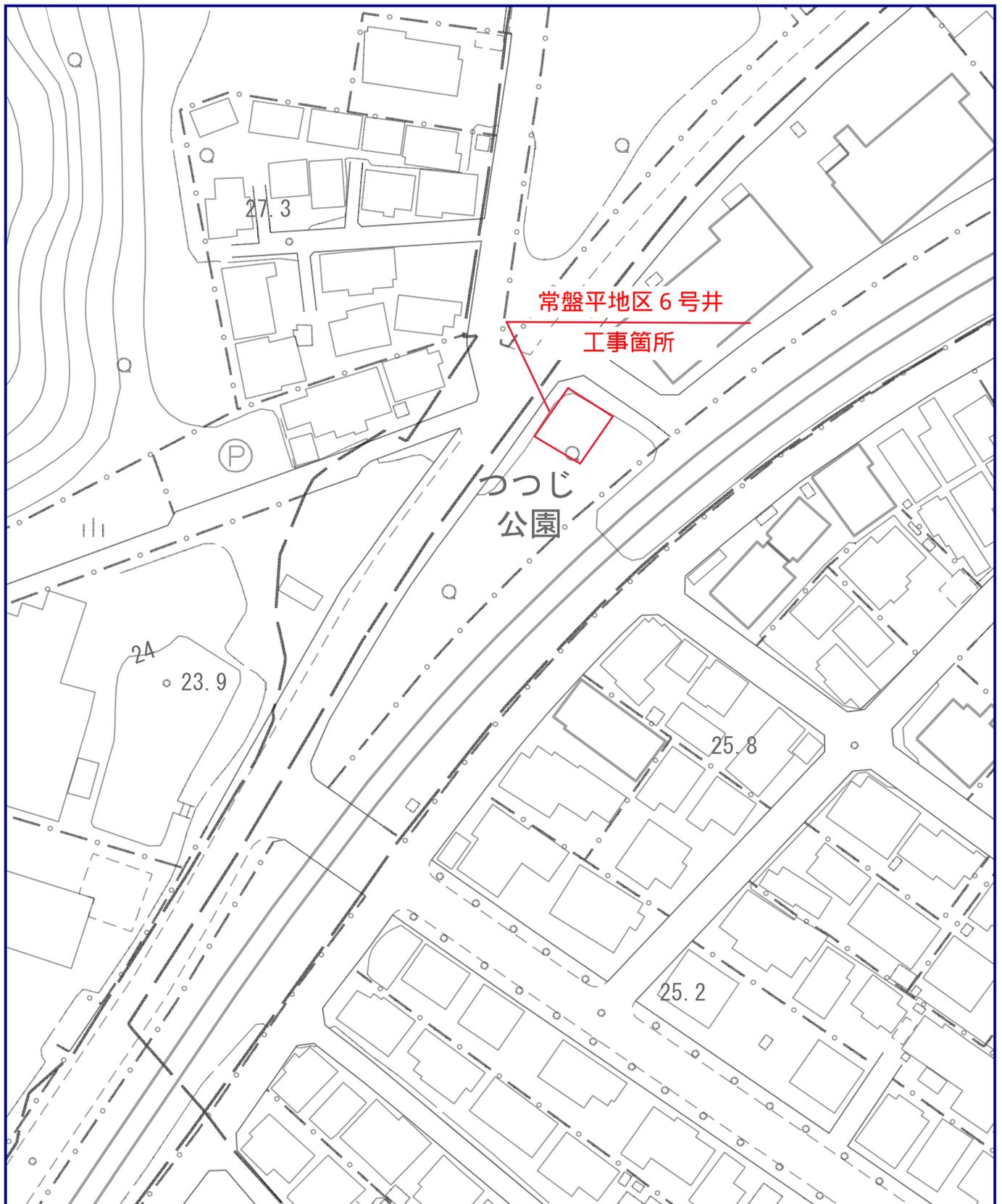
常盤平地区給水区域



やまぶき公園
耐震性飲料水兼用貯水槽

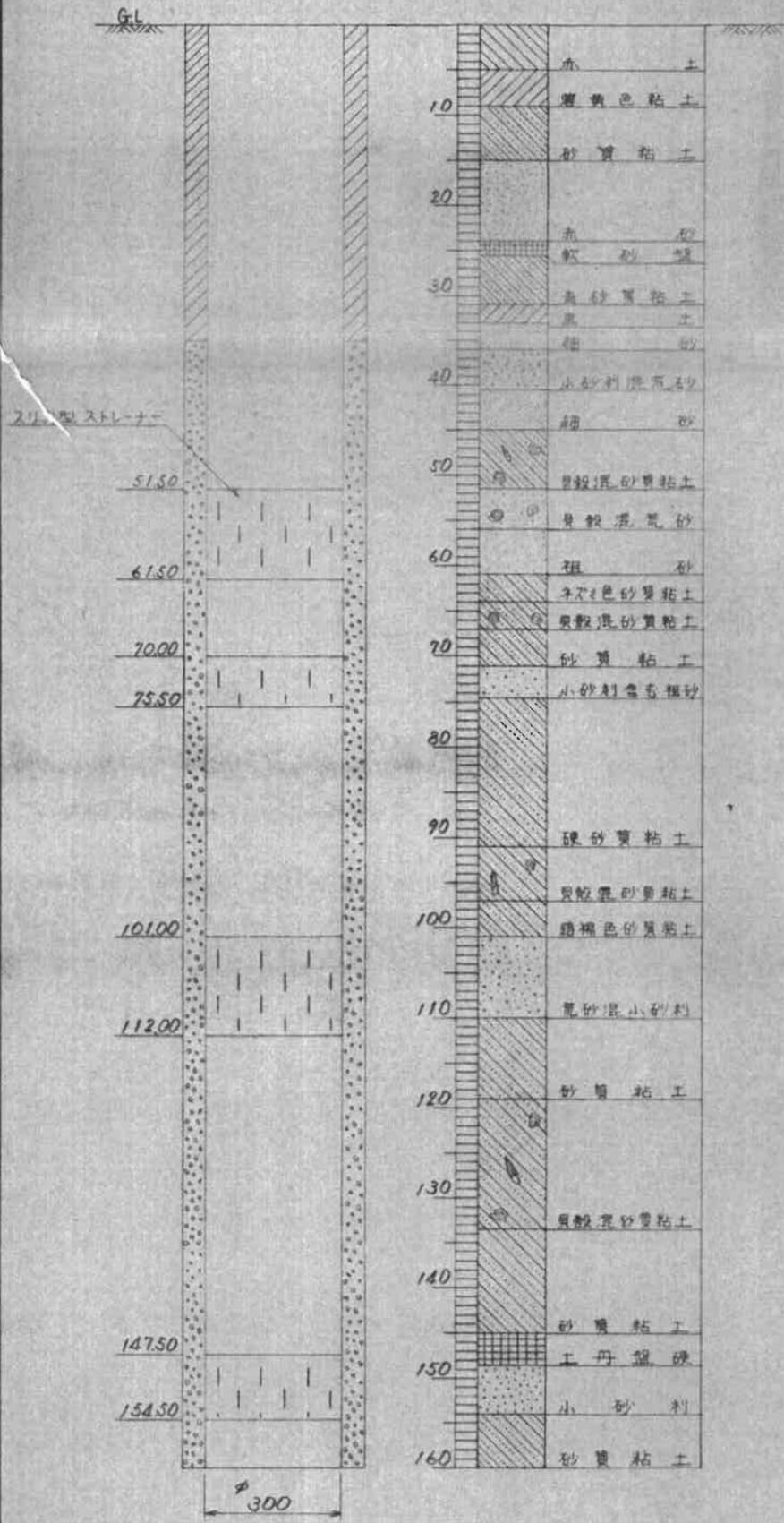
連絡管③

令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	案内図(1)
縮尺	S=NON
図面番号	1/8

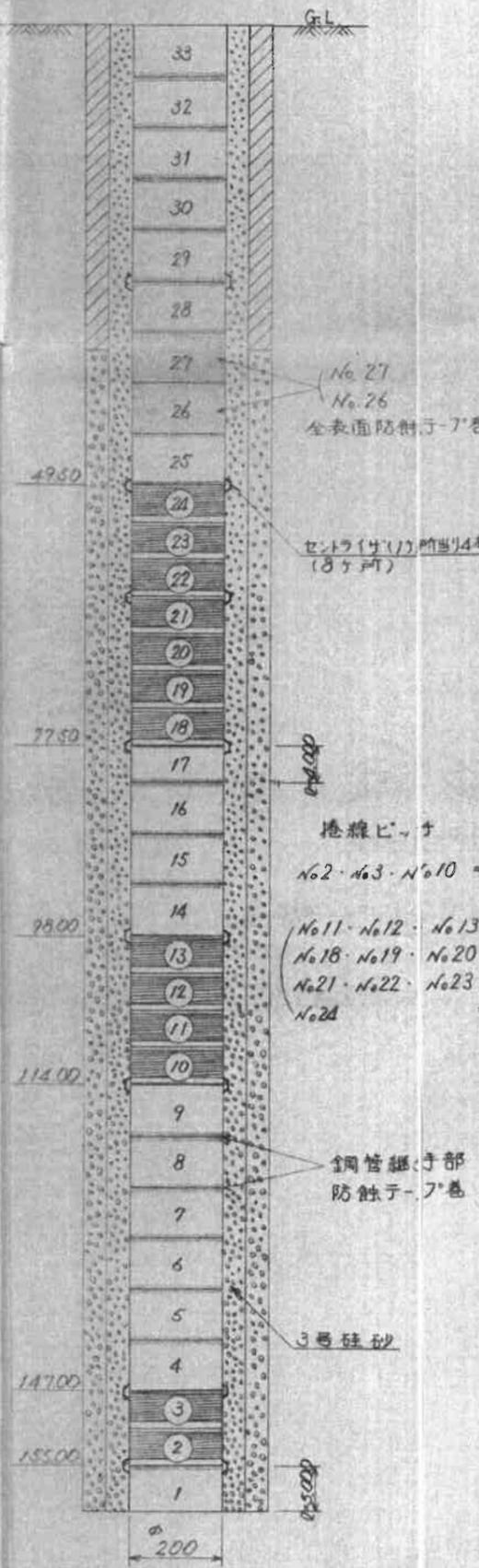


令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	案内図(2)
縮尺	S=NON
図面番号	2/8
松戸市水道部	

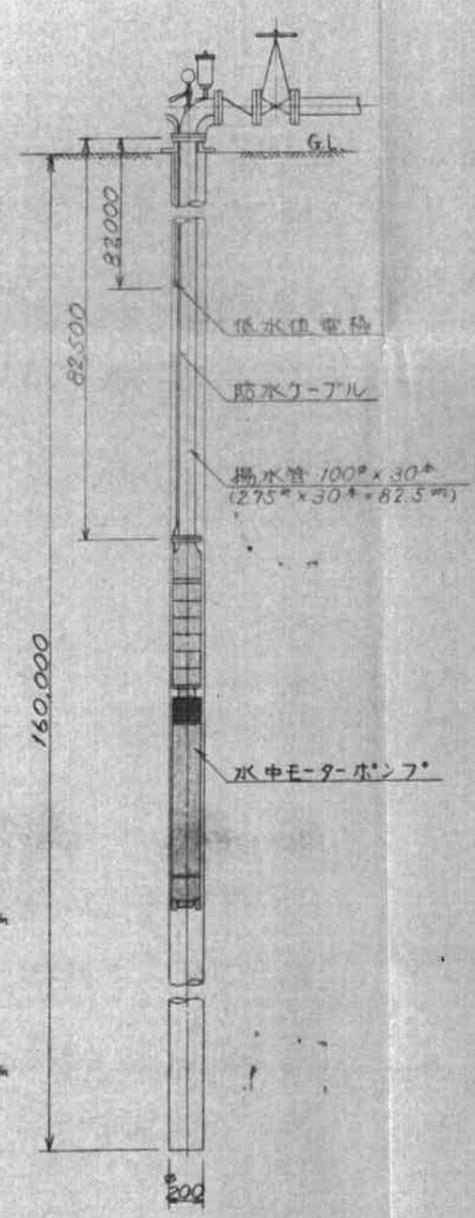
地層断面及び第6号水源井施工前スクリン位置図



2重ケーシング施工図



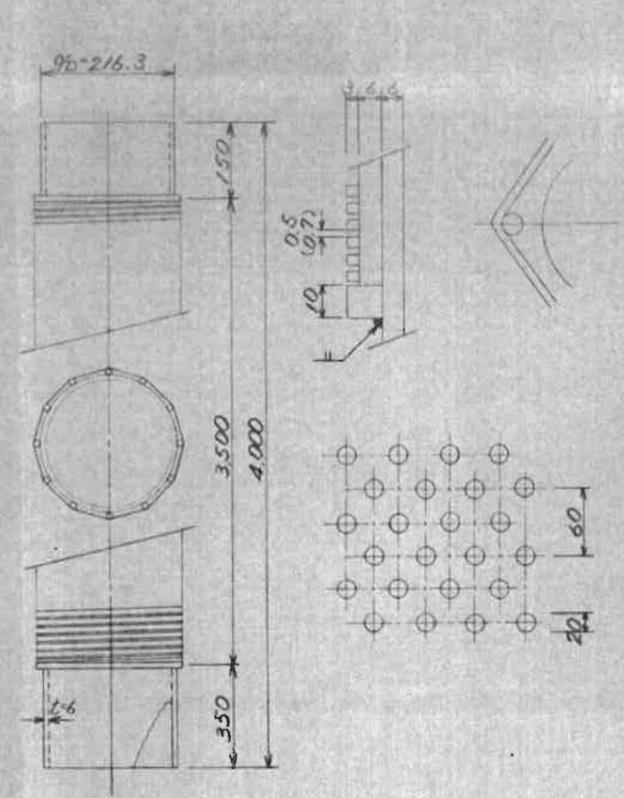
水中ポンプ据付詳細図



水中モーターポンプ仕様

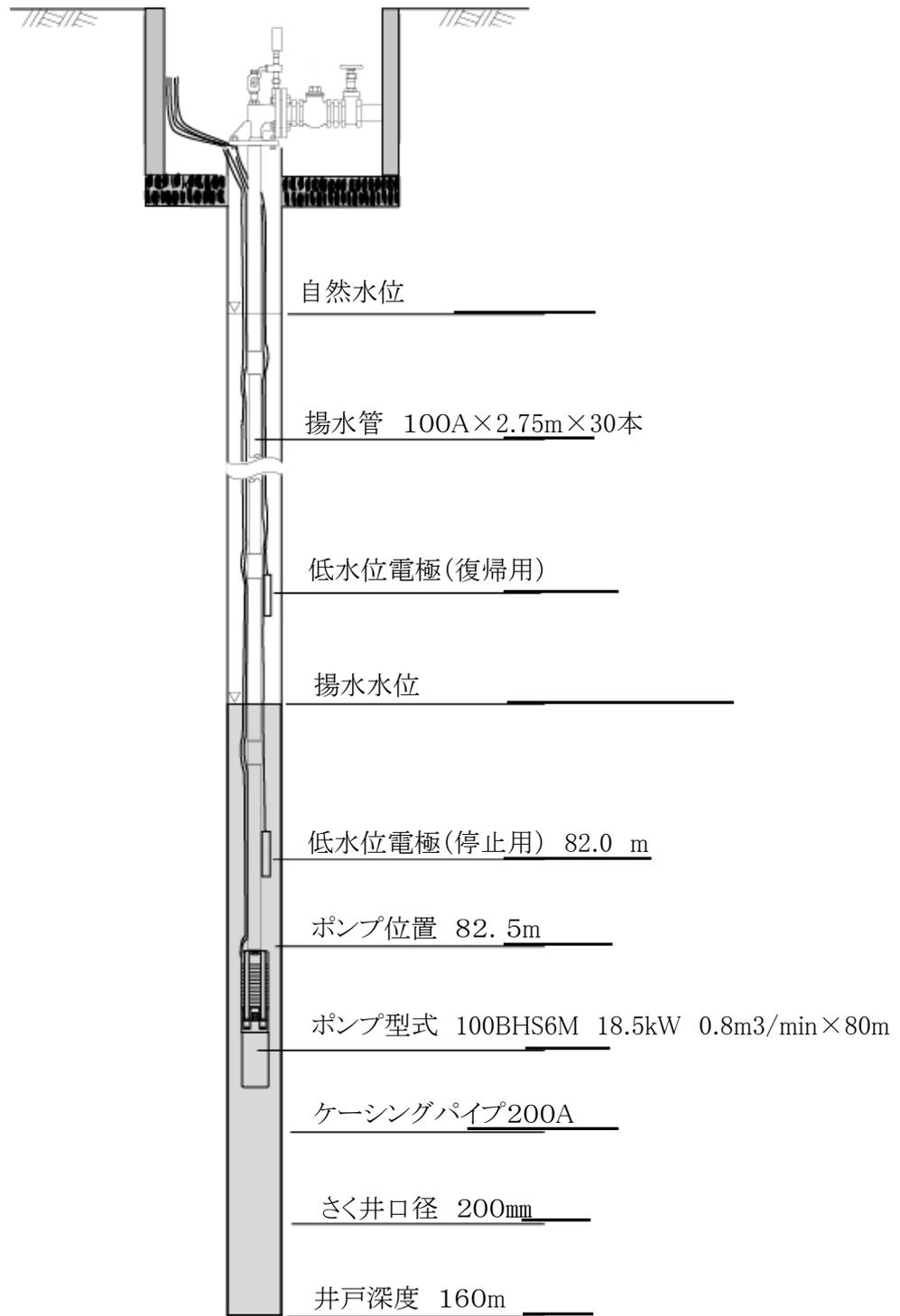
100 ϕ -BHS
 口径：100 ϕ
 出力：18.5kW
 吐出量：0.8 m^3/min
 揚程：80.0m

捲線型スクリン(SUS304)詳細図



令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	構造図(1)
縮尺	S=NON
図面番号	3/8
松戸市水道部	

構造図

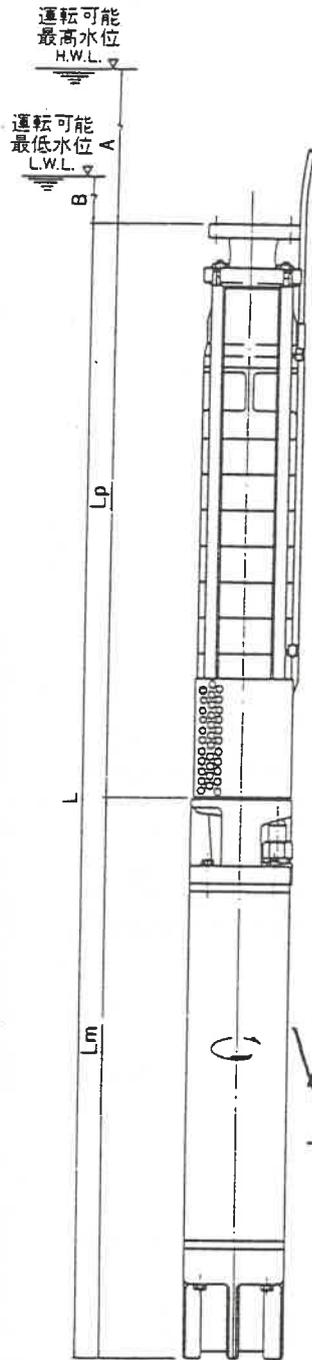


令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	構造図(2)
縮尺	S=NON
図面番号	4/8
松戸市水道部	

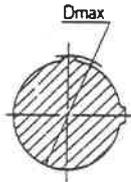
外形寸法図
DIMENSIONS

適用範囲
APPLICATION

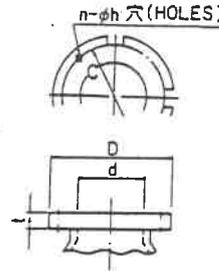
80~100BHS (200mm井戸用)



最大外径
MAX. DIA



吐出フランジ
DISCHARGE FLANGE



第3角法 3rd. ANGLE PROJECTION
単位 UNIT : mm

周波数 FREQUENCY Hz	機名 MODEL	ポンプ及びモータ PUMP & MOTOR				吐出フランジ DISCHARGE FLANGE					水位 WATER LEVEL		重量 WEIGHT kg
		Lp	Lm	L	Dmax	d	D	C	t	n-h	A	B	
50	80BHS 2-3.7	600	708	1308	187	80	165	136	22	8-15	50000	1000	94
	80BHS 3-5.5	660	768	1428	187	80	165	136	22	8-15	50000	1000	106
	80BHS 4-7.5	720	868	1588	187	80	165	136	22	8-15	50000	1000	122
	80BHS 5-11	780	963	1743	188	80	165	136	22	8-15	50000	1000	130
	80BHS 7-15	900	1083	1983	188	80	165	136	22	8-15	50000	1000	157
	80BHS 9-18.5	1020	979	1999	192	80	165	136	22	8-15	50000	1000	194
	80BHS 10-22	1080	1019	2099	192	80	165	136	22	8-15	50000	1000	205
60	80BHS 11-30	1140	1099	2239	192	80	165	136	22	8-15	50000	1000	221
	80BHS 2-5.5	600	768	1368	187	80	165	136	22	8-15	50000	1000	100
	80BHS 3-7.5	660	868	1528	187	80	165	136	22	8-15	50000	1000	116
	80BHS 4-11	720	963	1683	188	80	165	136	22	8-15	50000	1000	124
	80BHS 5-15	780	1083	1863	188	80	165	136	22	8-15	50000	1000	145
	80BHS 6-18.5	840	979	1819	192	80	165	136	22	8-15	50000	1000	176
	80BHS 6-22	840	1019	1859	192	80	165	136	22	8-15	50000	1000	181
50	100BHS 2-5.5	630	768	1398	187	100	180	155	22	8-15	50000	1000	104
	100BHS 3-7.5	705	868	1573	187	100	180	155	22	8-15	50000	1000	115
	100BHS 4-11	780	963	1743	188	100	180	155	22	8-15	50000	1000	124
	100BHS 5-15	855	1083	1938	188	100	180	155	22	8-15	50000	1000	146
	100BHS 6-18.5	930	979	1909	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	178
	100BHS 7-22	1005	1019	2024	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	190
	100BHS 10-30	1230	1099	2329	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	221
60	100BHS 11-37	1305	1199	2504	193	100	180	155	22	8-15	50000	1000	248
	100BHS 2-7.5	630	868	1498	188	100	180	155	22	8-15	50000	1000	108
	100BHS 3-11	630	963	1593	188	100	180	155	22	8-15	50000	1000	110
	100BHS 3-15	705	1083	1788	188	100	180	155	22	8-15	50000	1000	132
	100BHS 4-18.5	780	979	1759	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	164
	100BHS 4-22	780	1019	1799	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	170
	100BHS 6-30	930	1099	2029	192	100	180	155	22	8-15	50000	1000	193
100BHS 7-37	1005	1199	2204	193	100	180	155	22	8-15	50000	1000	220	

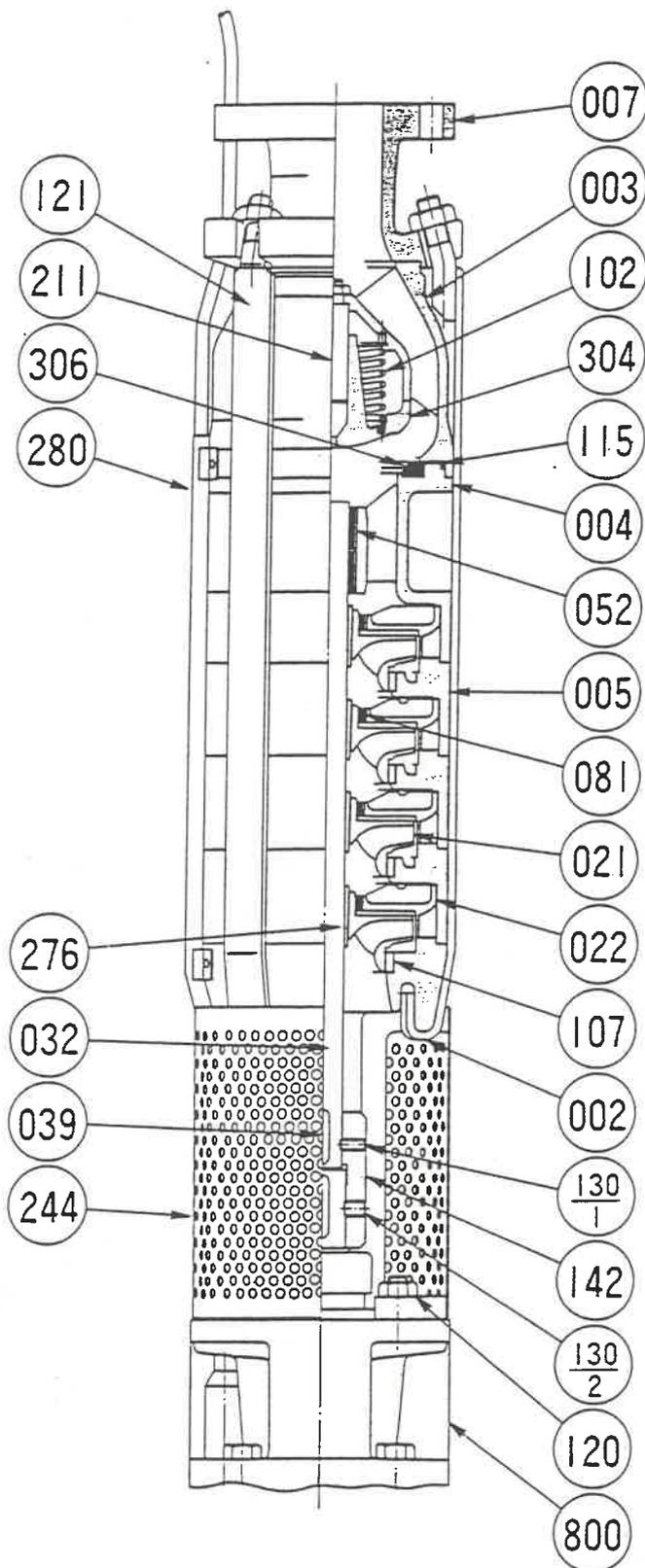
標準付属品 STANDARD ACCESSORIES		特別付属品 SPECIAL ACCESSORIES		電動機 MOTOR		ポンプ仕様	
1	モータ MOTOR	7	チェック弁 CHECK VALVE	1	周波数 FREQUENCY	Hz	
2	相フランジ COMPANION FLANGE	8	連成計 COMPOUND GAUGE	2	電圧 VOLTS	V	
3	井戸蓋 SURFACE PLATE	9		3	電流 CURRENT	A	
4	吐出曲管 DISCHARGE BEND PIPE	10		4	出力 OUTPUT	kW	
5	自動空気弁 AUTOMATIC AIR VENT	11		5	形式 TYPE		特記なき場合はエバラ標準仕様となります。
6	スルース弁 GATE VALVE	12		6	メーカー MAKER		

御注文主 FOR MESSRS			分類番号 ITEM NO.			令和7年度	
製造番号 MFG. NO.	機名 MODEL	吐出量 CAPACITY	全揚程 TOTAL HEAD	回転速度 SF	事業名称	常盤平地区6号井改修工事	
P6726149	100BS6M	0.8 m ³ /min	80 m	2900'	事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内	
					図面名称	ポンプ外形図(参考)	
					縮尺	S=NON	
					図面番号	5/8	
					松戸市水道部		

断 面 図
SECTIONAL VIEW

適用範囲
APPLICATION

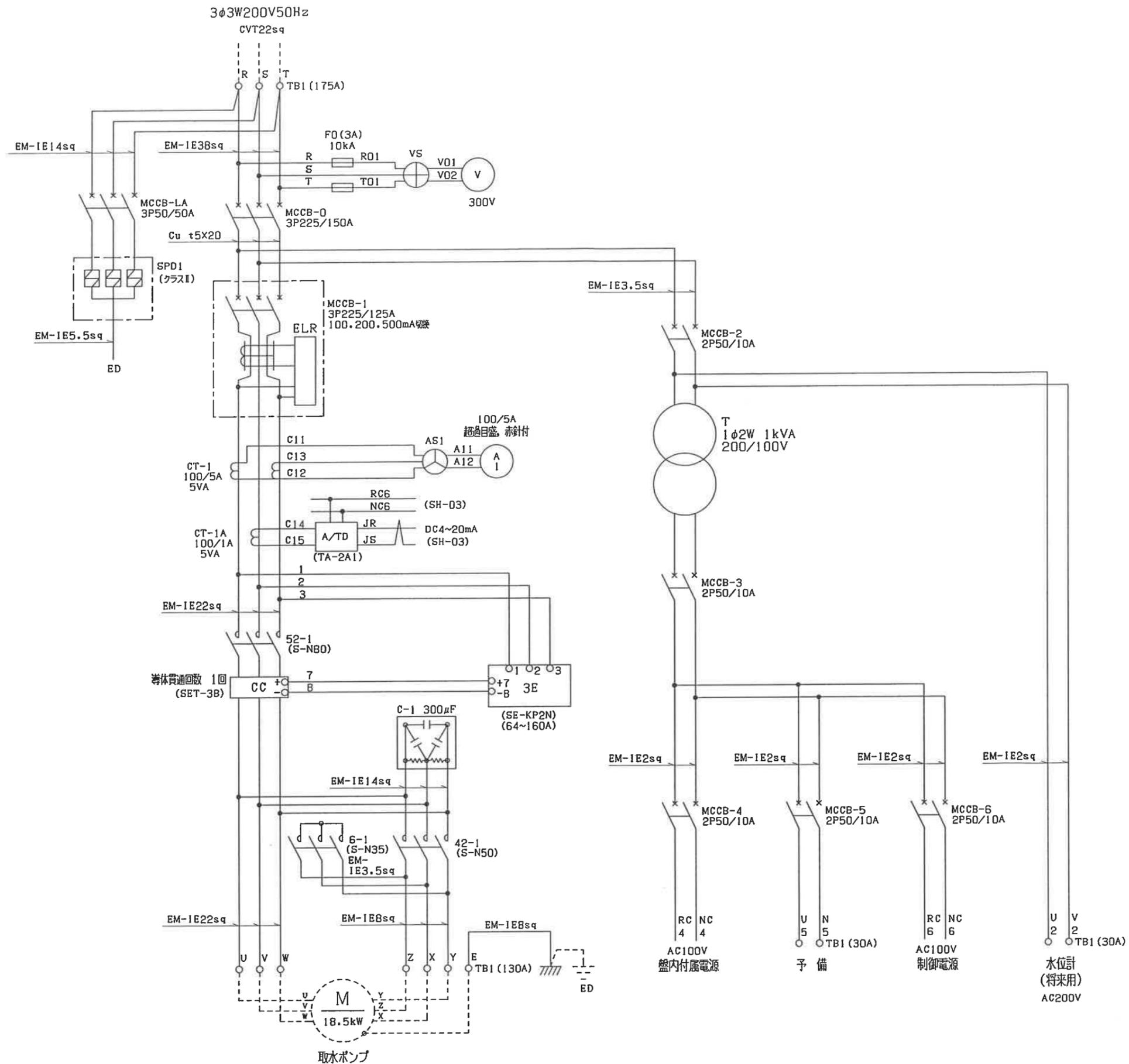
40~100BHS (150mm~200mm井戸用)



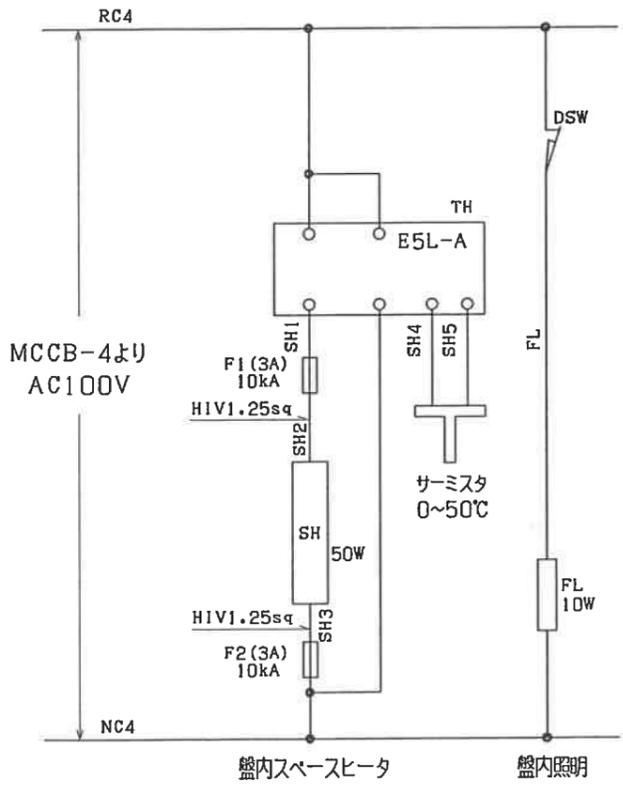
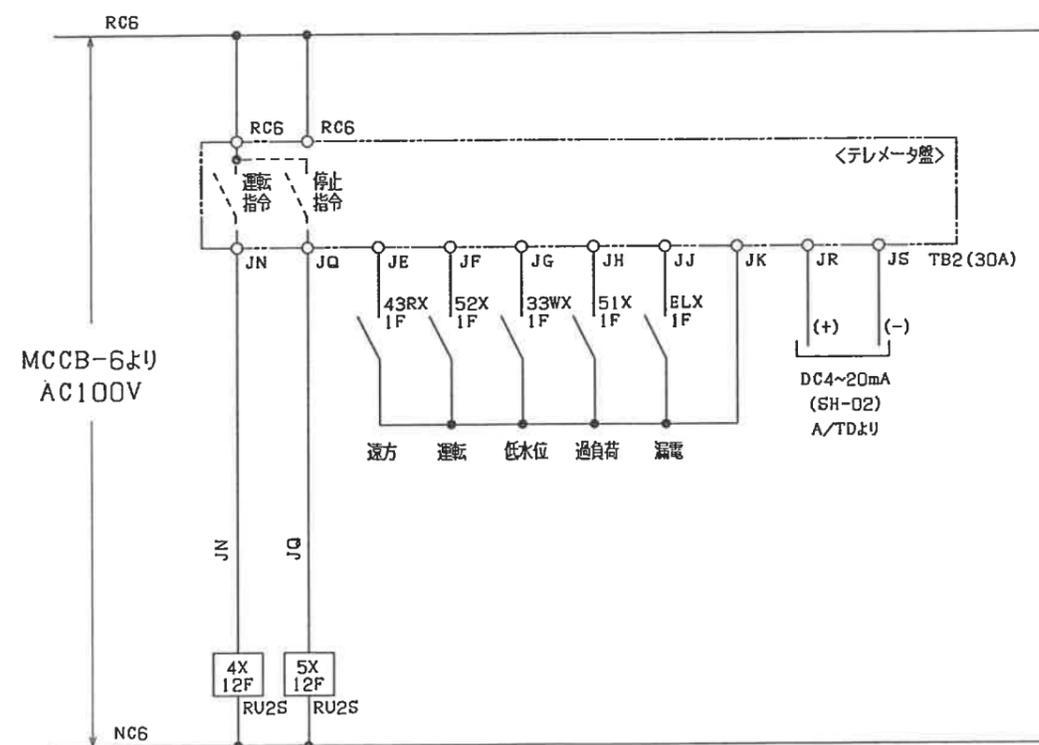
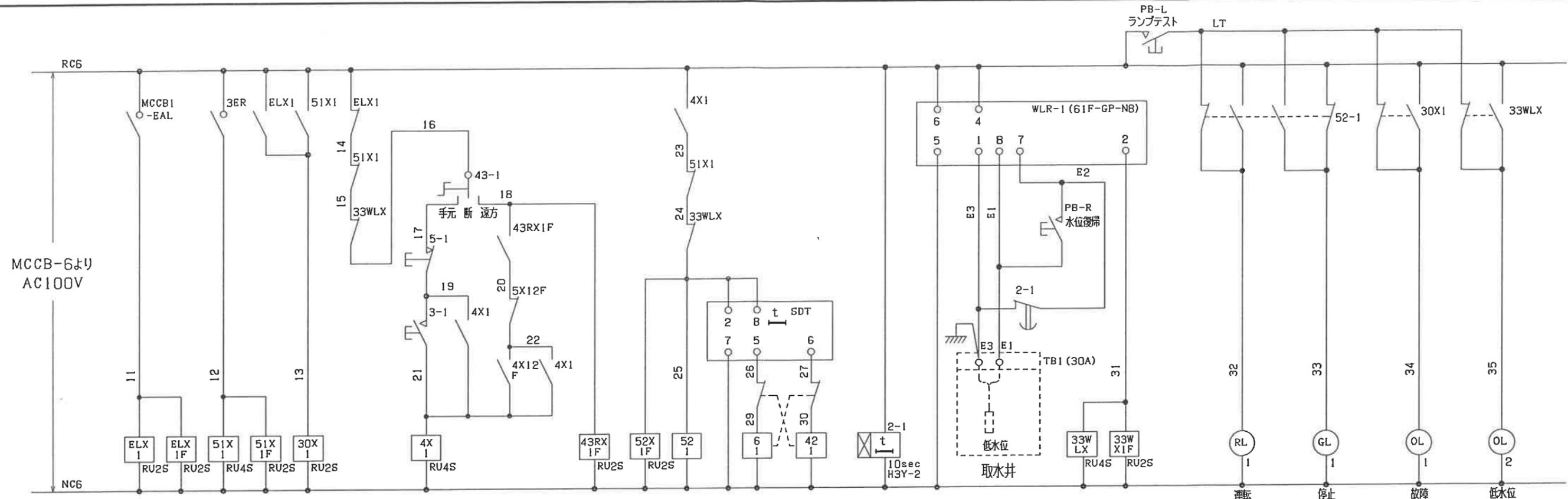
※7.5kW以下は1本、11kW以上は2本です。 n: 段数 STAGES

番号 PART NO.	部 品 名 PART NAME	材 質 MATERIAL	個数 NO. FOR 1 UNIT
800	水中電動機 SUBMERSIBLE MOTOR		1
306	バルブシート VALVE SEAT	ゴム RUBBER	1
304	弁 体 VALVE DISC	FC20 CAST IRON	1
280	ケーブルカバー CABLE COVER	SUS304 304 STAINLESS	※ 1 or 2
276	テーパコレット TAPER CORRET	SUS420J1 420 STAINLESS	n
244	ストレーナ STRAINER	SUS304 304 STAINLESS	1
211	弁 軸 VALVE SHAFT	SUS420J1 420 STAINLESS	1
142	ソケットカップリング SHAFT COUPLING	SUS420J2 420 STAINLESS	1
130-2	セットビス SET SCREW	SUS304 304 STAINLESS	1
130-1	セットビス SET SCREW	SUS304 304 STAINLESS	1
121	締付バンド BAND	SUS304 304 STAINLESS	4
120	ボ ル ト BOLT	SUS403 403 STAINLESS	4
115	“O” リング “O” RING	NBR RUBBER	1
107	ライナーリング LINER RING	BC6 TIN BRONZE	n
102	スプリング SPRING	SUS304 304 STAINLESS	1
081	ブッシュ BUSHING	ゴム/SUS304 RUBBER/304 STAINLESS	n
052	ポンプ軸受 BEARING	ゴム/SUS304 RUBBER/304 STAINLESS	2
039	キ ー KEY	SUS420J1 420 STAINLESS	1
032	ポンプ軸 PUMP SHAFT	SUS420J1 420 STAINLESS	1
022	ガイドベーン GUIDE VANE	FC10 CAST IRON	n
021	羽 根 車 IMPELLER	BC6 TIN BRONZE	n
007	吐出ケーシング DISCHARGE CASING	FC25 CAST IRON	1
005	中間ケーシング INTERSTAGE CASING	FC25 CAST IRON	n-1
004	上部ケーシング UPPER CASING	FC25 CAST IRON	1
003	弁ケーシング CHECK VALVE CASING	FC25 CAST IRON	1
002	吸込ケーシング SUCTION CASING	FC20 CAST IRON	1
番号 PART NO.	部 品 名 PART NAME	材 質 MATERIAL	個数 NO. FOR 1 UNIT

御注文主 FOR MESSRS				分類番号 ITEM NO.		令和7年度	
製造番号 MFG. NO.	機 名 MODEL	吐出量 CAPACITY	全揚程 TOTAL HEAD	回転速度 SP	事業名称	常盤平地区6号井改修工事	
P6726149	100BHS6M	0.8 m ³ /min	80 m	2900	事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内	
株式会社 荏原製作所 EBARA CORPORATION					図面名称	ポンプ断面図(参考)	
					縮尺	S=NON	
					図面番号	6/8	
					松戸市水道部		



令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	結線図(1)
縮尺	S=NON
図面番号	7/8
松戸市水道部	



令和7年度	
事業名称	常盤平地区6号井改修工事
事業場所	松戸市常盤平1-1-2 つつじ公園内
図面名称	結線図(2)
縮尺	S=NON
図面番号	8/8
松戸市水道部	